(2)　前条第七項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の七第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。(2)において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(3)　前条第七項第三号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の七第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。(3)において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第四項中「同項第三号ロ(2)、第四号ロ(2)、第十一号ロ(2)又は第十二号ロ(2)」を「同項第二号ロ(2)、第三号ロ(2)又は第十号ロ(2)」に改め、「、第六十八条の十五の四第四項」を削り、「前項第三号ロ(2)、第四号ロ(2)、第十一号ロ(2)又は第十二号ロ(2)」を「前項第二号ロ(2)、第三号ロ(2)又は第十号ロ(2)」に改め、同条第八項中「同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額」を「同項第一号イに掲げる金額」に、「同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「同号ロに掲げる金額」に改め、「おける同項の規定の適用について」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第五項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「前項」を「第五項、第七項第二号及び前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項の次に次の五項を加える。

5　法第六十八条の十五の八第六項第一号イに規定する政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人の同号イに規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。以下この項及び第七項第一号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　対象年度（法第六十八条の十五の八第六項に規定する対象年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び次号において「前連結事業年度等」という。）の月数とが同じ場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該対象年度及び当該前連結事業年度等の期間内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等（同項第一号イに規定する給与等をいう。次号及び第七項第一号において同じ。）の支給を受けた者

二　対象年度の月数と前連結事業年度等の月数とが異なる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　前連結事業年度等の月数が対象年度の月数に満たない場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日以後に終了した連結事業年度又は事業年度に限る。イにおいて「前一年連結事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日を含む前一年連結事業年度等にあつては、当該一年前の日から当該前一年連結事業年度等の終了の日までの期間。第七項第二号において「前一年連結事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を受けた者

ロ　前連結事業年度等の月数が対象年度の月数を超える場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び前連結事業年度等特定期間（当該前連結事業年度等の期間のうち当該対象年度の期間に相当する期間で当該前連結事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を受けた者

6　法第六十八条の十五の八第六項第一号イに規定する政令で定める金額は、法第六十八条の十五の六第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額のうち法第六十八条の十五の八第六項第一号イに規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

7　法第六十八条の十五の八第六項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第五項第一号に掲げる場合　法第六十八条の十五の八第六項第一号ロの連結親法人又はその連結子法人の第五項第一号に規定する前連結事業年度等に係る給与等支給額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同条第六項第一号イに規定する支給額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額）をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二　第五項第二号イに掲げる場合　法第六十八条の十五の八第六項第一号ロの連結親法人又はその各連結子法人ごとに、第五項第二号イに規定する前一年連結事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年連結事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの対象年度の月数を乗じてこれを前一年連結事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三　第五項第二号ロに掲げる場合　法第六十八条の十五の八第六項第一号ロの連結親法人又はその連結子法人の第五項第二号ロの前連結事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前連結事業年度等の同号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

8　法第六十八条の十五の八第六項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

9　法第六十八条の十五の八第六項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

第三十九条の四十九の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「の表の第二号の上欄」を削り、「第二十八条第三項」を「第二十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「の表の第二号の中欄のイに規定する」を「に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び」に、「で、第二十八条第四項」を「（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約の目的である同項に規定する船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の同項に規定する沿海運輸業の用に供されるものを除く。）で、第二十八条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を「第六十八条の十六第一項第一号に規定する」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄」を「第六十八条の十六第一項第三号」に、「第二十八条第八項」を「第二十八条第五項」に改め、同項を同条第五項とする。